

習志野市公共施設等総合管理計画 【令和2年度改訂】（案）概要版

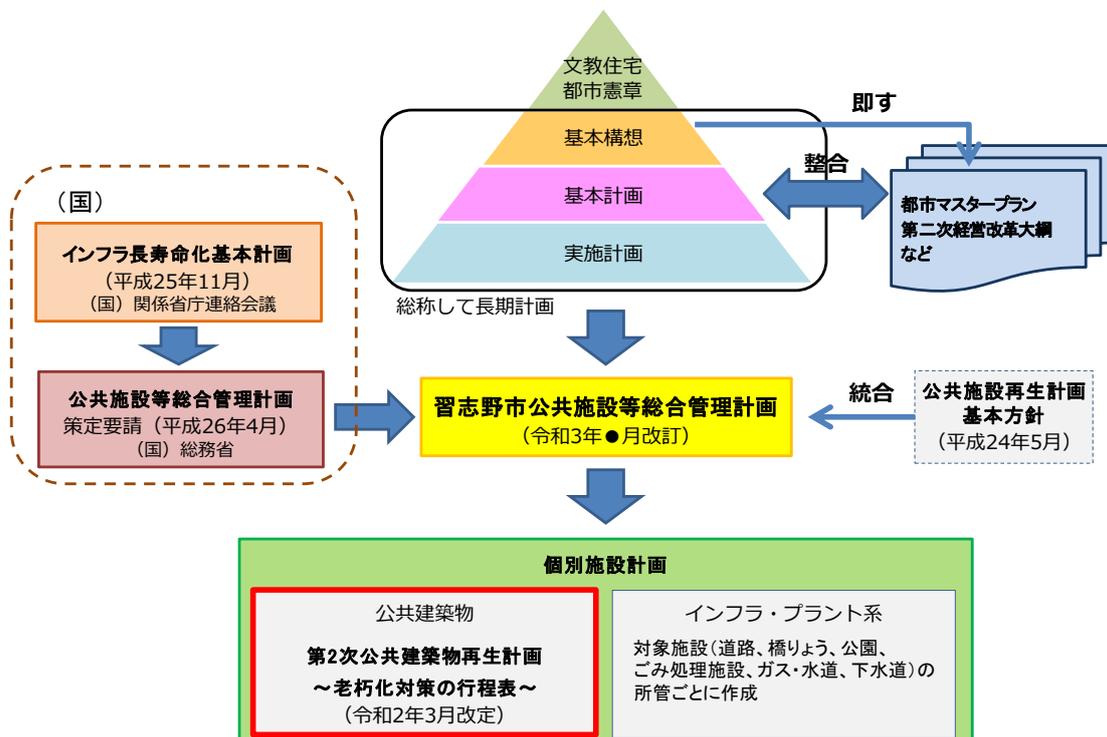
【目的】

習志野市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）は、本市が保有する資産のうち、公共建築物及びインフラ系、プラント系の公共施設<sup>1</sup>について、その現状や課題などを踏まえ適正な管理を推進することにより、将来のまちづくりを持続可能なものとするために、適切な資産改革、資産経営のもとで、公共施設の再生<sup>2</sup>を実行するにあたっての基本的な考え方や取り組みの方向性を明らかにすることを目的とします。

【位置付け】

本計画は、平成25(2013)年11月に国から公表された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき策定する行動計画であり、平成26(2014)年4月に総務省から策定要請があった「公共施設等総合管理計画」に該当する計画であり、平成28年3月に策定した計画を時点修正したものです。

図表 本計画の位置付け



<sup>1</sup> 本計画では、習志野市公共施設等再生基本条例で定義された「公共施設等」を「公共施設」ということとします。

<sup>2</sup> 公共施設の「再生」とは、建替え（統廃合を含む）、長寿命化、老朽化対策改修、耐震改修など、公共施設の整備を総称します。

## 【対象施設】

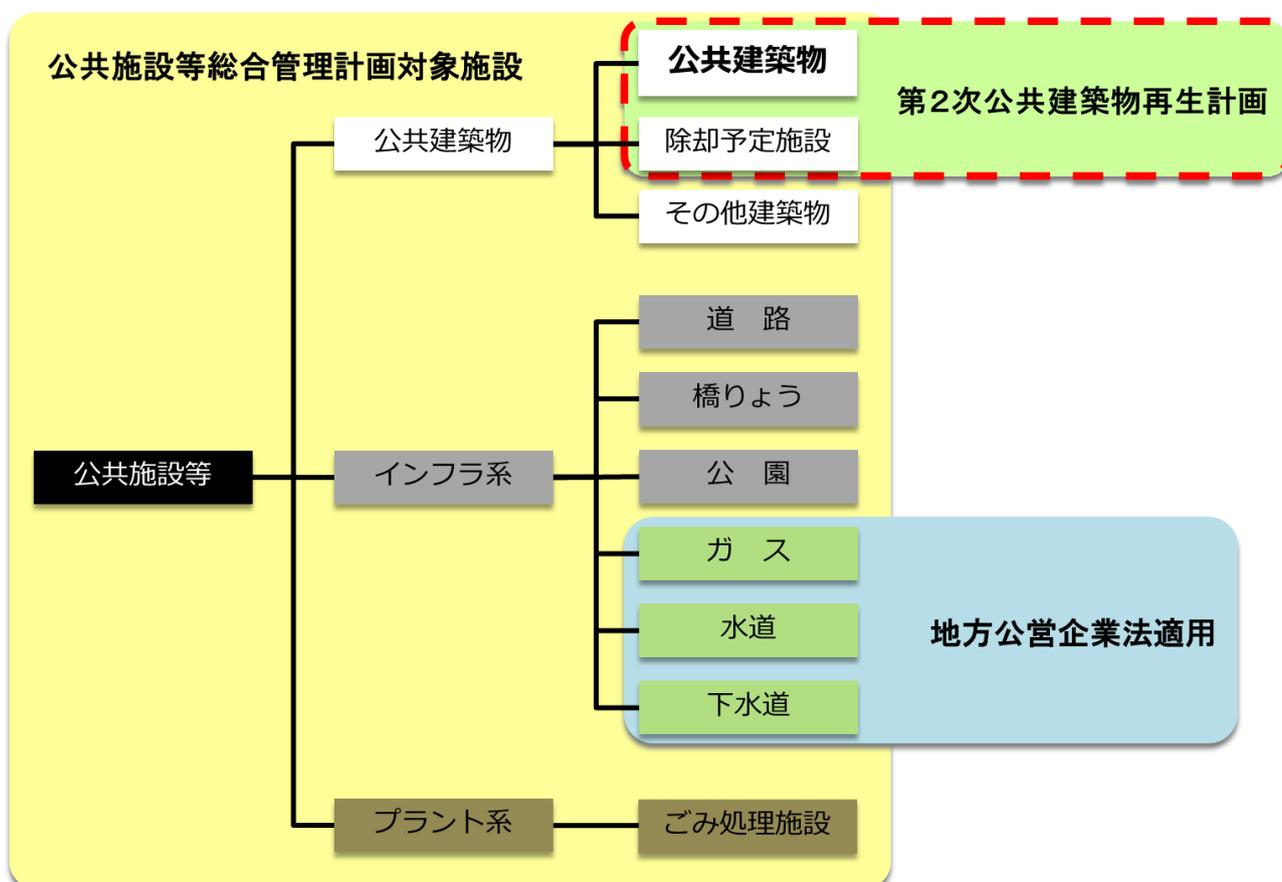
本計画の対象施設は、本市が保有している公共建築物及びインフラ及びプラント系施設を対象（土地を含む）とし、以下、本文中では「公共施設」と称します。

インフラ系施設とは、道路、橋りょう、公園、ガス、水道、下水道など、都市基盤を形成する施設です。

プラント系施設とは、都市基盤を形成する施設の中でも、廃棄物処理施設のように、建物のみならず、内部の設備・機械類の改修・更新費が多額かつ頻度が高い施設です。

なお、ガス、水道、下水道事業については地方公営企業法適用事業として公営企業会計において、独立採算を原則として管理されていることから、本計画の策定にあたっては、一般会計、公営企業会計の独立性に留意します。

図表 対象施設の範囲



【対象施設（公共建築物）】

本市が保有する公共建築物（公共建築物再生計画対象施設）は、下表のとおり、令和2(2020)年4月1日現在で、116施設、総床面積は、349,609㎡となっています。

この他、小規模な建築物や現在使用されておらず今後除却が予定されている建築物等があります。

図表 公共建築物再生計画対象施設一覧

分類	施設数	床面積（㎡）	面積割合（％）
庁舎	1	18,773	5.4%
消防署所	5	8,636	2.5%
消防分団	7	1,342	0.4%
小学校	16	104,178	29.8%
中学校	7	62,984	18.0%
高等学校	1	18,935	5.4%
その他教育施設等	4	10,420	3.0%
幼稚園	6	5,947	1.7%
保育所	7	7,108	2.0%
こども園	5	11,736	3.4%
こどもセンター	1	191	0.1%
放課後児童会	8	1,387	0.4%
公民館	6	10,351	3.0%
図書館（注1）	4	2,101	0.6%
ホール（注2）	2	6,927	2.0%
自治振興施設	3	2,659	0.8%
スポーツ施設	9	15,583	4.5%
保健・福祉施設	6	13,542	3.9%
公園施設	4	2,579	0.7%
市営住宅	6	28,803	8.2%
自転車等駐車場	5	8,865	2.5%
その他施設	3	6,562	1.9%
	116	349,609	100.0%

令和2年4月1日現在

（注1）中央図書館の床面積は中央公民館に含まれる。

（注2）市民ホールの床面積は中央公民館に含まれる。

※ 端数処理により面積割合の合計が合いません。

※ 本図表以降の図表において、端数処理により合計が合わない場合があります。

【対象施設（インフラ・プラント系施設）】

本市が保有する公共施設のうち、インフラ及びプラント系では、市道 293.6km、橋りょう 23 橋、公園 122.1ha、ガス管 447.8km、水道管 316.9km、下水道管 521.7km などとなっています。

図表 インフラ・プラント系施設一覧

分類		主な施設名	施設数量	単位	備考	
インフラ系施設	一般会計	道路	道路延長	293,582	m	
			道路面積	2,232,013	m <sup>2</sup>	
			道路擁壁	31	箇所	
		橋りょう等	橋りょう数	23	橋	
			橋りょう延長	1,339	m	
			横断歩道橋	9	橋	
		公園	都市公園(箇所数)	225	箇所	
			都市公園(面積)	1,220,657	m <sup>2</sup>	
			緑道橋	7	橋	
	花壇		4,098	m <sup>2</sup>		
	公営企業会計	ガス	管路延長	447,755	m	
			ガスホルダー	4	基	
			整圧器	51	箇所	
			受入所・供給所	4	箇所	
			庁舎	1,800	m <sup>2</sup>	
		水道	管路延長	316,919	m	
			給水場	4	箇所	
			井戸	19	箇所	
			庁舎	573	m <sup>2</sup>	
		下水道	管路延長	521,684	m	
下水道終末処理場			1	箇所		
汚水中継ポンプ場	2		箇所			
分類		主な施設名	施設数量	単位	備考	
プラント系	一般会計	ごみ処理施設	芝園清掃工場	1	箇所	
			リサイクルプラザ	1	箇所	
			事務所	1	箇所	

令和2年3月末現在

【注記】

- ▶ プラント系施設のうち、旧清掃工場と閉鎖となった茜浜衛生処理場は除却対象とします。

### 【計画期間及び個別施設計画】

本計画の計画期間は、最終年度を市の長期計画の計画期間と合わせた、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間となっており、今回は、令和2(2020)年度までに策定した公共施設の「個別施設計画」の内容を反映した改訂となっています。

ただし、対象施設のうち公共建築物については、平成25(2013)年度に策定した「公共施設再生計画」を引き継ぐ、令和2(2020)年3月に改定した「第2次公共建築物再生計画」に従った取り組みを進めてまいります。

なお、「総合管理計画」の計画期間中であっても、社会経済状況の変化などによる「個別施設計画」の改訂を反映するなど、適宜見直し（改訂）を行うこととします。

図表 本計画等の計画期間



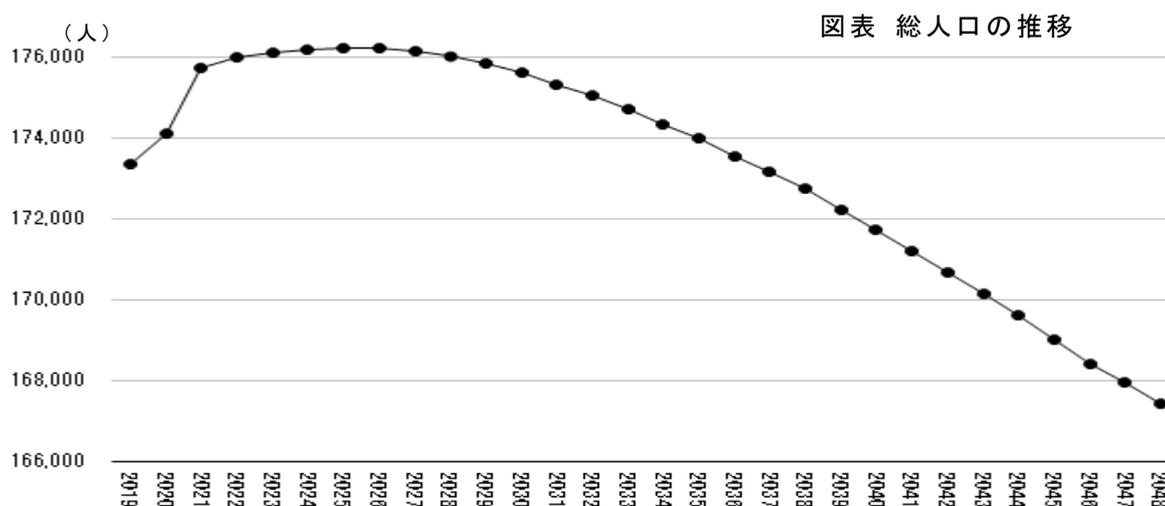
図表 個別施設計画一覧

会計	施設分類	計画名	策定・改訂年月	計画期間	始期	終期	所管課	
一般会計	公共建築物	第2次公共建築物再生計画	令和2(2020)年3月	18年	令和2(2020)年度	令和19(2037)年度	資産管理課	
		こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第3期計画）	令和2(2020)年3月	6年	令和2(2020)年度	令和7(2025)年度	こども政策課	
		第2次学校施設再生計画	令和2(2020)年3月	6年	令和2(2020)年度	令和7(2025)年度	教育総務課	
		生涯学習施設改修整備計画	平成25(2013)年10月	25年	平成26(2014)年度	令和20(2038)年度	社会教育課	
		市営住宅等長寿命化計画（改定）	平成31(2019)年3月	10年	令和元(2019)年度	令和10(2028)年度	住宅課	
	道路	道路舗装維持管理計画	令和2(2020)年3月	40年	令和2(2020)年度	令和41(2059)年度	街路整備課	
		歩道橋長寿命化修繕計画	平成30(2018)年3月	50年	令和元(2019)年度	令和50(2068)年度	街路整備課	
		道路擁壁・のり面等長寿命化修繕計画	平成29(2017)年3月	10年	令和元(2019)年度	令和10(2028)年度	街路整備課	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕計画（改訂版）	平成29(2017)年6月	50年	平成29(2017)年度	令和48(2066)年度	街路整備課	
	公園	公園施設（遊具）長寿命化計画	令和2(2020)年3月	10年	令和3(2021)年度	令和12(2030)年度	公園緑地課	
	ごみ処理施設	芝園清掃工場長寿命化計画書	平成26(2014)年3月	18年	平成26(2014)年度	令和13(2031)年度	クリーン推進課	
		クリーンセンター個別施設長寿命化計画	令和元(2019)年7月	17年	令和2(2020)年度	令和18(2036)年度	クリーン推進課	
	公営企業会計	ガス事業	ガス事業経営戦略	令和2(2020)年3月	10年	令和2(2020)年度	令和11(2029)年度	企業局
		水道事業	水道事業経営戦略	令和2(2020)年3月	10年	令和2(2020)年度	令和11(2029)年度	企業局
		下水道事業	下水道ストックマネジメント計画	令和元(2019)年5月	5年	平成30(2018)年度	令和4(2022)年度	企業局
下水道事業経営戦略			令和2(2020)年3月	10年	令和2(2020)年度	令和11(2029)年度	企業局	

## 【人口推計（令和元年6月推計）】

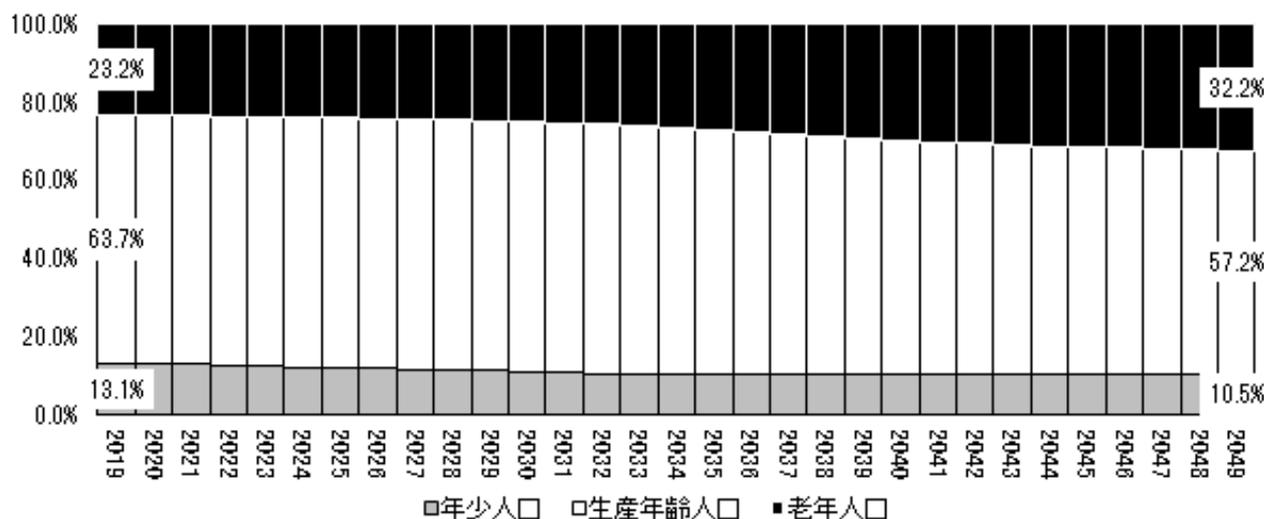
令和元(2019)年6月に公表された「習志野市人口推計結果報告書」の中位推計では、令和7(2025)年まで人口が増加しピークを迎え、ピーク時の人口は、176,232人となっています。

その後は緩やかに人口減少に向かい、令和17(2035)年には、現在とほぼ同数の173,979人となり、その後も人口減少が続き、30年後の推計の最終年度、令和31(2049)年には、令和2(2020)年よりも7,267人少ない、166,832人になるものとみられています。



令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
174,099	175,725	176,005	176,102	176,190	176,232	176,227	176,166	176,019	175,837
令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)	令和18 (2036)	令和19 (2037)	令和20 (2038)	令和21 (2039)
175,614	175,329	175,042	174,699	174,352	173,979	173,561	173,162	172,745	172,231
令和22 (2040)	令和23 (2041)	令和24 (2042)	令和25 (2043)	令和26 (2044)	令和27 (2045)	令和28 (2046)	令和29 (2047)	令和30 (2048)	令和31 (2049)
171,725	171,210	170,686	170,135	169,606	168,994	168,421	167,943	167,426	166,832

図表 年齢3階層別人口の推計



## 【普通建設費（普通会計）及び建設改良費（公営企業会計）の実績】

### （１）普通建設事業費の状況

一般会計に属する公共建築物、道路、橋りょう、公園及びごみ処理施設等の更新、改修等の経費である普通建設事業費の過去5年間の実績は、約82億円となっています。

図表 普通建設事業費の状況

普通建設事業費の状況【5年平均】（単位：千円）		
施設区分	平成26～30年度までの事業費	1年平均の事業費
公共建築物 (学校施設)	6,714,389	1,342,878
公共建築物 (学校施設以外)	20,091,698	4,018,340
小計	26,806,087	5,361,217
道路	3,580,447	716,089
橋りょう	1,126,939	225,388
公園	1,502,774	300,555
ごみ処理施設	5,985,359	1,197,072
その他	1,998,255	399,651
合計	40,999,861	8,199,972

図表 新庁舎建設事業費を除く

普通建設事業費の状況

普通建設事業費の状況【5年平均】（単位：千円） 《新庁舎建設事業費を除く》		
施設区分	平成26～30年度までの事業費	1年平均の事業費
公共建築物 (学校施設)	6,714,389	1,342,878
公共建築物 (学校施設以外)	13,271,403	2,654,281
小計	19,985,792	3,997,158

### （２）ガス事業、水道事業及び下水道事業の建設改良費の状況

公営企業会計にて管理している、ガス施設、水道施設及び下水道施設の過去5年間の建設改良費の実績は、下表のとおりです。

ガス事業では、過去5年間の建設改良費の実績は、約45億8千万円、1年平均では、約9億2千万円です。

水道事業では、過去5年間の建設改良費の実績は、約72億5千万円、1年平均では、約14億5千万円です。

下水道施設では、過去5年間の建設改良費の実績は、約86億2千万円、1年平均では、約17億2千万円です。

図表 過去5年間の建設改良費実績

（単位：千円）	平成26～30年度までの建設改良費総額	1年平均の建設改良費
ガス施設	4,577,704	915,541
水道施設	7,253,345	1,450,669
下水道施設	8,624,938	1,724,988
合計	20,455,987	4,091,198

※下水道事業は平成31年4月1日から公営企業会計方式に移行しているため、平成30年度までの建設改良費は、公営企業決算状況調査費から算出。

### 【公共施設の更新等に係る中長期的な経費の見込み（第3章）】

公共施設の更新等に係る中長期の経費の見込みについて、現在保有しているすべての施設を同規模で改修・更新していく**自然体の経費**と、長寿命化計画（個別施設計画）等の**効果を反映した経費**を、令和2(2020)年度から令和41(2059)年度までの40年間に各施設にかかる更新等経費の1年平均の金額で比較します。

併せて、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの**過去5年間の実績**との比較を行いました。

#### （1）一般会計に属する施設（公共建築物・道路・橋りょう・公園・ごみ処理施設）

1年平均の更新等経費の総額は、自然体の更新等経費で、約67億8千万円、長寿命化計画等の効果を反映した更新等経費で、約58億9千万円となっており、個別施設ごとの比較でも、ごみ処理施設を除き、自然体の更新等経費に比べ、長寿命化計画等の更新等経費は減額となっており、長寿命化対策の効果が表れています。

また、直近の過去5年間の事業実績に基づく経費と比較しても、長寿命化計画等の効果を反映した更新等経費の総額は下回っています。

今後は、財政シミュレーションなどの市全体の財政状況の推移を見極めながら、適宜、長寿命化計画（個別施設計画）の更なる精査を行っていくこととします。

図表 一般会計に属する施設の1年平均の更新等経費の状況

（単位：千円）	自然体の更新等経費 (a)	長寿命化計画等の効果を反映した更新等経費 (b)	長寿命化対策等の効果額 (a)-(b)	過去5年間の実績額 (平成26～30年度)
公共建築物	4,850,000	3,990,000	860,000	5,361,217
道路	779,933	142,174	637,759	716,089
橋りょう	197,074	180,262	16,812	225,388
公園	320,965	320,965	0	300,555
ごみ処理施設	628,770	1,256,489	▲ 627,719	1,197,072
合計	6,776,742	5,889,890	886,852	7,800,321

#### （2）公営企業会計に属する施設（ガス施設・水道施設・下水道施設）

公営企業会計全体では、1年平均の更新等経費の総額は、自然体の更新等経費で、約82億9千万円、長寿命化計画等の効果を反映した更新等経費は、約36億7千万円であり、約46億2千万円の長寿命化対策の効果が表れています。

また、直近の過去5年間の事業実績に基づく経費と比較しても、長寿命化計画等の効果を反映した更新等経費の総額は下回っています。

図表 公営企業会計に属する施設の1年平均の更新等経費の状況

（単位：千円）	自然体の更新等経費 (a)	長寿命化計画等の効果を反映した更新等経費 (b)	長寿命化対策等の効果額 (a)-(b)	過去5年間の実績額 (平成26～30年度)
ガス事業	2,717,025	829,647	1,887,378	915,541
水道事業	1,077,025	1,183,411	▲ 106,386	1,450,669
下水道事業	4,497,475	1,655,659	2,841,816	1,724,988
合計	8,291,525	3,668,717	4,622,808	4,091,198

## 【公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（第4章）】

### 基本認識

現状では、全般的に公共施設の老朽化が急速に進んでおり、今後、公共施設の更新等には多額の費用が必要となることが予想される一方、そのための財源確保は困難な状況が想定されています。こうした状況を踏まえ、公共建築物に関する個別施設計画である「公共建築物再生計画」やインフラ・プラント系施設ごとの「個別施設計画」の見直しを進めながら、更なる現状把握と課題の分析を行い、そのうえで合理的な資産管理のもとで老朽化対策を実行し、将来のまちづくりを持続可能なものとしていく必要があります。

### 基本的な考え方

公共施設を取り巻く様々な課題に対応し、市民の財産である公共施設を適切に管理するために、以下の基本的な考え方に基づき、公共施設の再生を進めていきます。

#### 《基本理念》 持続可能な文教住宅都市の実現

本計画は、今後想定される様々な社会環境の変化に対応し、文教住宅都市憲章の理念を引き継ぎつつ、持続可能な文教住宅都市を実現していくために策定するものです。

#### 《基本方針1》 保有総量の圧縮

公共施設のあり方及び必要性について、市民ニーズや将来のまちづくりを踏まえた政策適合性や費用対効果などを総合的に評価しつつ、社会環境の変化を想定しながら、適正な施設の保有量の実現を目指します。

#### 《基本方針2》 長寿命化の推進

現在保有している公共施設は、適切な点検・診断を実施するとともに、計画的な維持保全を実施し、長寿命化を推進します。また、今後、再生整備を実施する施設についても、長期にわたる安心・安全なサービス提供に努め、財政負担の軽減と負担の平準化を目指します。

#### 《基本方針3》 財源の確保

公有資産について、その目的や必要性を取得した当時の利活用目的の変化や社会経済情勢の変化などから精査を行い、保有し続ける必要性の低下した資産については売却や貸付を行うなど、今後の公共施設老朽化対策の財源として有効活用を行います。また、これにより民間活用が進むことで、市税収入増加や地域及び経済の活性化につなげていきます。

### 実施方針

#### （1）点検・診断等の実施方針

公共建築物については、法定点検の結果や技術職員による劣化診断等を適宜実施することにより各施設の現状把握を行うとともに、施設所管課職員に対する研修の実施や点検マニュアルの作成等により日常的な点検体制を構築していきます。

インフラ・プラント系施設については、清掃・パトロール等の日常管理と定期的な点検を実施するとともに、施設に応じた技術基準等に準拠しつつ適正に点検・診断等を実施します。

#### （2）維持管理・更新等の実施方針

公共建築物については、「公共建築物再生計画」に基づく大規模改修、長寿命化改修、更新の実施を目指すとともに、毎年の予算編成時における施設情報システムを活用し

た工事実施課と各施設所管課との情報交換や現場確認等に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用した維持管理・更新等の実施を目指します。

インフラ・プラント系施設については、予防保全の考え方に立ち、劣化状況等の把握を行いつつ、計画的な維持管理・更新等を進め事業費の縮減・平準化によるライフサイクルコストの低減を目指します。

### (3) 安全確保の実施方針

公共施設の安全確保は施設管理者に求められる基本事項であることから、建築基準法の定期点検などの各種法令に基づく点検等を適正に実施するとともに、施設管理者による自主点検、劣化診断等を適宜実施することなどにより、公共施設の安全確保に努めます。

### (4) 耐震化の実施方針

公共建築物については、「習志野市耐震改修促進計画」において定められた耐震化目標に基づき、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施していくこととします。

インフラ・プラント系施設については、各施設の状況に応じた計画的な耐震化を進めていきます。

### (5) 長寿命化の実施方針

公共施設の適切な点検・診断を実施するとともに、計画的な維持保全を実施することにより長寿命化を推進し、長期にわたる安心・安全なサービス提供に努め、財政負担の軽減と負担の平準化を目指します。

### (6) ユニバーサルデザイン化の実施方針

誰もが安全で安心な生活を送るためには、社会環境において、バリアフリーやユニバーサルデザインによるハード面の整備は欠かせません。

したがって、公共施設の整備にあたっては、バリアフリー円滑化基本構想および特定事業計画に基づき、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

## **取組体制**

本計画に基づく取組を、全庁的な整合性をもって着実に推進するため、市長をトップとする全庁的な推進体制のもとで公共施設の適正管理を推進するとともに、個別施設計画の進行管理においては、資産管理室と各施設所管部局との綿密な連携のもとで作業を進めます。

## **P D C A サイクルの推進**

本計画は、本市の長期計画における基本計画期間に併せて定期的な見直しを実施します。その際、本計画に基づく個別施設計画の見直しも実施します。

計画は、リスク対応型の計画マネジメントを行うことから、定期の見直しに限らず、今後の市民ニーズや社会経済情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。

また、今後策定される個別施設計画における、P D C A サイクルによる進行管理の結果、本計画の見直しが必要な場合には、適宜見直しを実施します。

見直しにあたっては、庁内組織による検討だけではなく、市民、議会への報告・公表、意見聴取などを行い、市民・議会の理解を得ることに努めます。

## 【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（第5章）】

### （1）公共建築物

#### ① 複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

##### 《基本方針1》

施設重視から機能優先へ考え方を転換し、公共建築物の複合化・多機能化を推進します。

##### 《基本方針2》

機能をできる限り維持し、公共建築物の総量を圧縮することにより、公共建築物の更新事業費を削減します。

##### 《基本方針3》

人口動態、市民ニーズなどを勘案して、公共建築物の更新の優先順位付けを行います。その際、優先順位は公共建築物に付けるのではなく、機能に順位付けを行います。

#### ② 資産の有効活用と財源の確保

##### 《基本方針4》

機能統合などにより発生した未利用地については、原則売却・貸付などによる有効活用を実施し、老朽化対策の財源として公共施設等再生整備基金に積み立てます。また、老朽化対策の財源確保策として、利用者負担の適正化、余裕スペースの有効活用などの財源確保を進めます。

#### ③ 施設の長寿命化と質的向上の推進

##### 《基本方針5》

計画的な維持保全を実施することにより、公共建築物の長寿命化を進めます。また、予防保全に転換することによりライフサイクルコストを削減します。

##### 《基本方針6》

バリアフリー化、耐震化、ユニバーサルデザインの推進に取り組むとともに、環境負荷低減や効率的運営などによる施設の質的向上を図ります。

##### 《基本方針7》

災害時における避難所としての機能を強化します。

### 2. インフラ・プラント系施設

インフラ・プラント系施設は、市民生活に密着し、廃止や統廃合を行うためには都市構造自体を見直さなくてはならないことから、当面は長寿命化対策を基本とします。

#### 《老朽化対策の基本方針》

- ① 施設情報システムの導入などにより各施設の状況を的確に把握します。
- ② 定期的な点検に基づく維持管理・補修を行うことで、施設の長寿命化を目指します。
- ③ 予防保全の考え方に立ち、計画的な改修に取り組み、維持管理費の縮減・平準化を進め、ライフサイクルコストを低減します。
- ④ 個別施設計画を策定する際には、将来の人口動向や都市構造を見据え、必要な機能・規模を精査し、適切な施設再配置計画を策定することで、持続可能な都市経営を目指します。
- ⑤ 施設の維持管理や運営等にあたっては、民間事業者の技術、能力を積極的に活用した官民連携を進めます。

## 【計画の推進に向けて（第6章）】

### （1）情報の共有化

本市の公共施設は、本市のまちづくりの経過から、全国の自治体の中でも老朽化が進んだ状況にあります。そして、その再生に向けた取組は、時間との戦いでもあり、財政的な負担を考えると非常に困難な課題となっています。

一方、公共施設は市民にとって身近な存在でありながら、それらを取り巻く様々な課題については、身近な問題として受け止められていないのが現状です。

公共施設の老朽化問題を解決して行くためには、公共施設の実態に関する情報を積極的に開示し、市民が問題意識を共有しながら、様々な困難を乗り越えて進んで行かなくてはなりません。

- これまで「公共施設マネジメント白書」、「公共施設再生計画～データ編～」、「わかりやすい習志野市の財務」など、公共施設の実態に関するデータの提供に努めてきていますが、引き続き、更なる詳細な分析のもとで、最新の情報とより幅広い視点からの現状分析を行いつつ、わかりやすい情報提供に努めていきます。
- 情報提供により、多くの市民、議員と問題意識を共有化し、それぞれの利害を超えて、本市の将来のまちづくりを優先し、大所高所からの“実効性のある個別施設計画”を策定し実行できる環境づくりに努めます。

### （2）市民協働と官民連携の推進

今後、本計画に基づく個別施設計画を着実に進めて行くにあたっては、具体的な事業に対する市民の理解と協力が不可欠であるとともに、事業の実施に対する民間事業者の専門的な技術やノウハウの活用が必要になってきます。

- 本計画及び個別施設計画の推進にあたっては、市民意見の聴取、アンケートの実施など合意形成に努めます。
- 施設の用途や目的に応じて、市民による管理・運営を行う仕組みを検討します。
- 事業の実施にあたっては、コスト削減やサービスの向上を目指し、指定管理者制度やPFI・PPPなどの官民連携手法を積極的に導入します。
- 施設の更新、維持管理など、その内容に応じて、地域事業者の参入を促進することにより、地域経済の活性化と地元雇用の創出につながる仕組みを検討します。
- 官民連携手法の導入促進のため、民間提案制度の創設のほか、将来にわたってのまちづくりの観点から地域経済の活性化及び地域における担い手の育成、確保に向けた産官学金による地域プラットフォーム<sup>3</sup>の形成などの基盤整備を推進します。

### （3）地方公会計の活用

- 本計画を進めるにあたり、地方公会計制度改革の取組と連携を図っていきます。
- 併せて、人口減少・少子超高齢化の進展など自治体をめぐる経営環境が大きく変化する中で、地方公会計制度改革との連携を通じて、適切な公共施設マネジメントを実現し、持続可能な都市経営の推進に努めていきます。

<sup>3</sup> 地域プラットフォームとは、公共施設再生事業の実施にあたり、地元企業による官民連携事業を促進するため、ネットワークづくりやノウハウの共有などの基盤づくりを実施する、関係者による組織のことである。

- 公共施設の維持管理・修繕・更新等に係る中・長期的な経費の見込みの算出に固定資産台帳のデータを活用します。
- 今後は、公共施設単位ごとの財務書類（貸借対照表【バランスシート】など）のデータの活用を進めます。
- 地方公会計改革の一環として、施設版マイナンバーの付与と日々仕訳の入力が可能となる財務会計の構築を進め、適時かつ詳細な施設ごとのコスト情報の活用に努めます。
- 「バランスシート探検隊事業」の取組の活動を活用するなど、市民への情報提供に努めます。

#### （４）公共交通との連携

- 少子超高齢社会の到来により、益々、行政が提供する公共サービスのニーズが高まってくることが予想されます。これらの公共サービスは、基本的には公共施設において提供されることから、これらの公共施設間の移動手段の確保、並びに「コンパクトな市域」という本市の特性を踏まえた移動手段の確保など、公共交通との連携を検討します。

#### （５）広域連携の検討

- 今後の人口減少への対応や公共施設の有効活用を図るために、近隣自治体との連携を強化し、公共施設の相互利用などによる効率的・効果的な公共施設の設置運営を検討します。
- 近隣自治体との連携を進めるために、現在実施されている研修会や情報交換会への参加や新たな取組を研究し、具体化に向けて検討します。

#### （６）新型コロナウイルス感染症対策の検討

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響は、人々の生命や健康を脅かし、日常生活のみならず、経済・社会全体のあり方、さらには人々の行動様式・意識など多方面に波及しつつあり、いわゆる「ニューノーマル（新しい生活様式）」へ移行していくことが想定されています。
- このような中で、公共施設のあり方も大きく変化していくことが予想されることから、適宜適切な情報収集に努めるとともに、「ニューノーマル（新しい生活様式）」に対応した「新しい公共施設のあり方」について研究、検討を進めていくこととします。